



# 佐賀県公報

平成21年  
3月31日  
(火曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

◎佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(七・統括本部)	三
◎佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則	(八・男女共同参画課)	三
◎佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則	(九・健康福祉本部)	三
◎佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則を廃止する規則	(一〇・〃)	四
◎佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則	(一一・母子保健福祉課)	四
◎児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	(一二・〃)	四
◎佐賀県療育支援センター管理規則	(二三・障害福祉課)	七
◎佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	(二四・〃)	四
◎佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則	(二五・医務課)	三
◎佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則	(二六・〃)	三
◎佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	(二七・〃)	三
◎佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則	(二八・〃)	三

### 公布された条例のあらまし

◎佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則

(二九・〃) 三五

○佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(規則第七号)

1 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第四条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八号)

1 題名を佐賀県立男女共同参画センター設置条例施行規則に改めることとした。(別表関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。(別表関係)

3 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第九号)

1 各保健福祉事務所の環境廃棄物課を環境保全課に改めるとともに、分掌事務を見直すこととした。(第一条及び第三条関係)

2 杵藤保健福祉事務所の保護課を廃止することに伴い、所要の改正を行うこととした。(第一条及び第三条関係)

3 各保健福祉事務所の企画経営課の分掌事務に所管区域内の地域に即した新型インフルエンザ対策の推進に関するを加えることとした。(第三条関係)

(係)

4 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則を廃止する規則(規則第一〇号)

1 佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

(規則第一一号)

- 1 里親からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行う等の事務を佐賀県中央児童相談所長に委任することとした。(第七条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則 (規則第一二号)

1 引用法令を改めることとした。(第五条関係)

- 2 里親申込書に養育里親及び専門里親に関する項目並びに添付書類を追加するとともに、職業指導里親に関する項目を削除することとした。(様式第三号関係)
- 3 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県療育支援センター管理規則 (規則第一三号)

1 佐賀県療育支援センターの組織、各課の分掌事務、職制等の佐賀県療育支援センターの管理に関し、必要な事項を定めることとした。(第十九条関係)

- 2 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。
- 3 佐賀県立春日園管理規則は、廃止することとした
- 4 佐賀県総合福祉センター管理規則について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第一四号)

1 掛金減額事由申請書の添付書類として、佐賀県心身障害者扶養共済制度条例第九条第一項各号のいずれかに該当することを証明する書類を認めることとした。(第四条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。(様式第二号、様式第一三号及び様式第二八号関係)
- 3 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則 (規則第一五号)

1 事務局に技術監を置くこととした。(第五条関係)

- 2 相談支援センターに相談支援副センター長を置くこととした。(第六条関係)
- 3 新病院建設課に副技術監を置くこと並びに薬剤科及び相談支援センターに係長を置くことができることとした。(第七条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第一六号)

1 看護学科の入学試験受験願書の添付書類を見直すこととした。(第一五条関係)

- 2 学院院长は、入学を許可された者が正当な理由がなく入学料を納入しなかった場合は、入学の許可を取り消すことができることとした。(第一七条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第一七号)

1 佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部改正に伴い、引用条項及び引用語句について所要の改正を行うこととした。

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則 (規則第一八号)

1 佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則は、廃止することとした。

- 2 この規則は、平成二一年四月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則 (規則第一九号)

1 課に係長を置くことができることとした。(第四条関係)

- 2 係長の職務を定めることとした。(第五条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第七号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則(平成十九年佐賀県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

- 一 沖縄振興開発金融公庫

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第八号

佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立女性センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第一百一号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県立男女共同参画センター設置条例施行規則

第一条中「佐賀県立女性センター設置条例」を「佐賀県立男女共同参画センター設置条例」に改める。

第三条第一号中「佐賀県立女性センター」を「佐賀県立男女共同参画センター」に改める。

様式中「佐賀県立女性センター設置条例」を「佐賀県立男女共同参画センター設置条例」に改める

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第九号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則(平成十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「環境廃棄物課」を「環境保全課」に改め、「保護課」を削る。

第三条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第十七号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 所管区域内の地域に即した新型インフルエンザ対策の推進に関すること。

第三条第二項第一号中「(杵藤保健福祉事務所を除く。)」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「環境廃棄物課」を「環境保全課」に改め、同項中第十号から第

十三号までを削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第十七号までを四号ずつ繰り上げ、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十号

佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則を廃止する規則

佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第九十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十一号

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則（昭和五十八年佐賀県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、伊万里市及び東松浦郡」を「及び東松浦郡」に改める。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一 児童福祉法第十一条第一項第二号へ及び同条第四項に定める事務

第七条第二項中第十七号を第二十号とし、第十一号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。

十二 児童福祉法第三十三条の六第一項に定める事務

十三 児童福祉法第三十四条の十四に定める事務

十四 児童福祉法第三十四条の十五第二項に定める事務

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十二号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成十年佐賀県規則二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号）第六条の規定（同令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）」を「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十六条の三十七の規定」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

(表)

受付	※ 年 月 日	( ) 里親申込書
整理番号	※ 第 号	

従前に里親であったことの有無		有	無	有の場合はその登録地	都道府県		
1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することの希望の有無				有	無		
希望児童	年 齢	歳	～	歳	里親となることを希望する理由		
	性 別	男	女				
	その他の希望事項						
里 父	(ふりがな) 氏 名						
	生年月日・年齢	年 月 日 ( 歳 )					
	健康状態	1 健康 2 普通 3 やや病弱 4 病弱 5 加療中 ( )					
	職 業						
	勤 務 先						
里 母	(ふりがな) 氏 名						
	生年月日・年齢	年 月 日 ( 歳 )					
	健康状態	1 健康 2 普通 3 やや病弱 4 病弱 5 加療中 ( )					
	職 業						
	勤 務 先						
住 所	〒						
電 話 番 号	里父	昼間		夜間			
	里母	昼間		夜間			
同 居 の 家 族	氏 名	生年月日(年齢)	性別	里親との間柄	健康状態	職 業	備 考

(裏)

養育里親研修修了(見込)年月日		平成 年 月 日				
* 専門里親研修修了(見込)年月日		平成 年 月 日				
* 児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当する事実						
* 委託児童の養育に専念できることの実						
住居及び環境	家屋	種別		広さ		
		自家 借家 間借 その他( )	一戸建て 長屋建 平屋建 二階建	坪 居室数 居室の畳数	坪 部屋 畳	
	環境	敷地	自己所有	坪	学校	( ) 小学校まで k m
			借地	坪		( ) 中学校まで k m
周辺環境	市街地 住宅地 農村地 山間地 漁村地 その他( )					
児童福祉法第27条第1項第3号の規定による( )里親になることを 申し込みます。 年 月 日 佐賀県知事 様 氏名 印						

備考 1 ※印欄には記入しないでください。

2 \*印欄は専門里親を希望する場合に記入し、\*印の添付書類は専門里親を希望する場合に添付してください。

3 添付書類

- ①申請者の戸籍謄本 ②世帯全員の住民票謄本
- ③申請者及び同居家族の履歴書 ④申請者の居住する家屋の平面図
- ⑤申請者の健康診断書 ⑥申請者の所得証明書(市町長の発行したもの)
- ⑦養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証明する書類
- ⑧法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証明する書類
- \*⑨児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証明する書類
- \*⑩専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証明する書類

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県療育支援センター管理規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ●佐賀県規則第十三号

佐賀県療育支援センター管理規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県療育支援センター設置条例(平成二十年佐賀県条例第五十三号。以下「条例」という。)第五条の規定により、佐賀県療育支援センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** センターに次の課を置く。

総務課

研修・療育課

指導課

(事務分掌)

**第三条** 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

一 一般庶務に関する事。

二 公印の管守に関する事。

三 職員の服務に関する事。

四 出納事務に関する事。

五 センター内の取締り及び施設の維持管理に関する事。

六 諸統計、報告に関する事。

七 児童の諸証明に関する事。

八 条例第三条に規定する使用料の徴収に関する事。

九 その他他課の所掌に属しない事項に関する事。

研修・療育課

一 知的障害児の療育等に係る人材養成に関する事。

二 センターに通園する児童(以下「通園児童」という。)の日常生活における基本的動作等の習得並びに集団生活への適応に必要な指導及び訓練に関する事。

三 知的障害児に係る相談、療育等の支援に関する事。

四 知的障害児の心理学的及び精神医学的診査に関する事。

五 知的障害児の理学療法士及び言語聴覚士による訓練等に関する事。

六 その他通園児童等に関する事。

指導課

一 センターに入所する児童(以下「入所児童」という。)の生活指導に関する事。

二 入所児童の保育に関する事。

三 入所児童の行動観察及び記録に関する事。

四 通園児童及び入所児童の保健衛生管理に関する事。

五 衣服、寝具の給貸与に関する事。

六 短期入所事業に関する事。

七 その他入所児童に関する事。

(職制)

**第四条** センターに所長を、課に課長を置く。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。

(職務)

**第五条** 所長は、知事の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮

監督する。

- 2 課長は、所長を補佐し、その課の業務を掌理する。
- 3 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。
- 4 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けてセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(職務の代行)

**第六条** 所長不在のときは、総務課長がその職務を代行する。

- 2 前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、所長の後閲を受けなければならない。

(所長の専決事項)

**第七条** 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- 一 職員の仕事分掌に関する事。
- 二 職員の旅行を命令すること。
- 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病氣休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。
- 四 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。(勤務時間の割振りについては、指導の業務に直接従事する職員に限る。)
- 五 職員の休日の代休日の指定に関する事。
- 六 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事。
- 七 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報開示の決定等に関する事。
- 八 その他軽易な事項に関する事。

- 2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

- 3 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(利用定員)

**第八条** センターの利用定員は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十三年法律第六十四号)第七条第三項に規定する知的障害児施設支援(以下「入所施設支援」という。)を受ける者 四十人
- 二 児童福祉法第七条第四項に規定する知的障害児通園施設支援(以下「通園施設支援」という。)を受ける者 二十人

(利用者)

**第九条** 入所児童は、次に該当する者とする。

- 一 児童福祉法第二十四条の三第二項の規定による施設給付を要する旨の決定又は同法第二十七条第一項の規定による措置を受けた者
  - 二 伝染性疾患を有しない者として所長が認めた者
  - 三 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない者として所長が認めた者
  - 2 通園児童は、次に該当する者とする。
    - 一 児童福祉法第二十四条の三第二項の規定による施設給付を要する旨の決定又は同法第二十七条第一項の規定による措置を受けた者
    - 二 二歳から義務教育就学前までの児童で知的障害がある者
- (利用承認)

**第十条** 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)のためセンターを利用しようとする者は、利用申込書(様式第一号)に同法第二十二条第五項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。



2 入所施設支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第二項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下「保護者」という。）又は加齢児（児童福祉法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。）は、入所申込書（様式第二号）に児童福祉法第二十四条の三第六項の規定により交付された障害児施設受給者証（以下「受給者証」という。）を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 通園施設支援を受けるため、センターを利用しようとする保護者は、通園申込書（様式第三号）に受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。

（通園施設支援の休止日）

**第十一条** 通園児童に対する通園施設支援の休止日は、次のとおりとする。

一 年始 一月一日から一月四日まで

二 土曜日及び日曜日

三 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日

四 年末 十二月二十八日から十二月三十一日まで

2 所長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に通園施設支援を実施し、又は休止することができる。

（特に要する費用）

**第十二条** 条例第三条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 その他短期入所又は入所施設支援若しくは通園施設支援において提供さ

れる便宜に要する費用のうち、その利用者、保護者又は加齢児に負担させることが適当と認められるもの

（非常災害の場合の措置）

**第十三条** 所長は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執るとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。

（補則）

**第十四条** この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（佐賀県立春日園管理規則の廃止）

2 佐賀県立春日園管理規則（昭和三十二年佐賀県規則第七十九号）は、廃止する。

（佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正）

3 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「心身障害者」を「障害者」に改め、「療育」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三条第一項中「保護課」を「療育課」を「保護課」に改め、同条第二項中「療育課」を「判定課」に改める。

第四条中「及び室」を削り、同条の総務課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条の判定課の分掌事務の第七号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条の療育課の分掌事務及び同課の課名並びに機能回復訓練室の分掌事務及び同室の室名を削り、同条に次の一項を加える。

2 機能回復訓練室の分掌事務は、身体障害者の機能回復訓練及び技術指導に

関することとする。

第三章を削る。

第四章中第十三条を第九条とし、第十四条を第十条とする。

第十五条第三号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条中「身体障害者福祉会館使用申込書(様式第二号)」を「身体障害者福祉会館使用申込書(様式第一号)」に改め、同条に次のただし書きを加え、同条を第十二条とする。

ただし、所長は、集团的又は常習的に暴力的行為を行なうおそれがある組織の利益になると認められる場合は、許可しないことができる。

第十七条を第十三条とし、第十八条を第十四条とし、第十九条を第十五条とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第二十条を第十六条とし、第二十一条から第二十三条までを四条ずつ繰り上げる。

第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行なうおそれがある組織の利益になると認められる場合

第二十四条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十五条中「利用料金承認申請書(様式第三号)」を「利用料金承認申請書(様式第二号)」に改め、同条を第二十一条とし、第二十六条を第二十二条とする。

第五章を第四章とする。

第六章中第二十七条を第二十三条とし、第二十八条を第二十四条とし、第二十九条を第二十五条とし、同章を第五章とする。

様式第一号を削除する。

様式第二号中「第16条」を「第12条」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第三号中「第25条」を「第21条」に改め、同様式を様式第二号とする。

## 様式第1号(第11条関係)

## 利 用 申 込 書

年 月 日

佐賀県療育支援センター所長 様

(申込者)

住 所

(電話番号)

氏 名

利用者との続柄等

次のとおり短期入所のため佐賀県療育支援センターを利用したいので申し込みます。

障害福祉サービス 受給者証番号						
受給者氏名						
利用 希望 児童	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	生年月日 (年 齢)	年	月	日	性 別	
		(	歳)		男 ・ 女	
申 込 内 容	利用期間			生活訓練等の 有無	有 ・ 無	
	理 由					
	送迎時間					
	食事回数	朝食	回	昼食	回	夕食
緊急連絡先						
備 考						

様式第2号 (第11条関係)

入 所 申 込 書

年 月 日

佐賀県療育支援センター所長 様

(申込者)

住 所

(電話番号)

氏 名

利用者との続柄等

次のとおり入所施設支援を受けたいので申し込みます。

障 害 児 施 設 受 給 者 証 番 号								
入 所 希 望 者	住 所	(電話番号)						
	ふりがな 氏 名							
	生年月日 (年齢)	年	月	日	性 別	男 ・ 女		
入 所 希 望 日								
備 考								

## 様式第3号 (第11条関係)

## 通 園 申 込 書

年 月 日

佐賀県療育支援センター所長 様

(申込者)  
住 所  
(電話番号)  
氏 名  
利用者との続柄等

次のとおり通園施設支援を受けたいので申し込みます。

障 害 児 施 設 受 給 者 証 番 号									
通 園 希 望 者	住 所	(電話番号)							
	ふりがな 氏 名								
	生年月日 (年 齢)	年 月 日 ( 歳)			性 別	男 ・ 女			
通 園 開 始 希 望 日									
備 考									

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第十四号

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十七年佐賀県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第八号」の下に「又は条例第九条第一項各号のいずれかに該当することを証明する書類」を加える。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

生保記入欄	
自治体コード	加入番号

## 申込者(被保険者)告知書

### (心身障害者扶養共済制度)

都道府県・指定都市記載欄		
(1)	(2)	(3)
一口目加入	二口目加入	1と2の同時加入

・「重要事項のご説明」の内容(個人情報取扱を含む)を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意のうえ、署名・押印しました  
 ・下記の事項は事実と相違ありません

佐賀県知事 様

告知日	平成 年 月 日		*告知書有効期限は、加入希望月の2か月以内	
フリガナ			性別	生年月日
申込者氏名	(姓)	(名)	1 男 1 昭和	年 月 日
	印		2 女 2 平成	

申 込 者 の 告 知

最近の健康状態	①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。 *〔はい〕の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。	はい	いいえ															
	②過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。 *〔はい〕の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。	はい	いいえ															
	③過去5年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 ある場合は、右の〔はい〕および下記病名を○で囲んだうえ、下記【詳細記入欄】に記入してください。	はい	いいえ															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>心臓・血管</td><td>狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)</td></tr> <tr><td>脳・精神・神経</td><td>脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症</td></tr> <tr><td>肺・気管支</td><td>ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核</td></tr> <tr><td>腎・泌尿器</td><td>腎炎・ネフローゼ・腎不全</td></tr> <tr><td>食道・胃腸・すい臓</td><td>胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎</td></tr> <tr><td>眼・耳・鼻</td><td>緑内障・網膜の病気・角膜の病気</td></tr> <tr><td>肝臓・胆のう</td><td>肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害</td></tr> <tr><td>がん・しゅよう</td><td>がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ</td></tr> <tr><td>その他</td><td>糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症</td></tr> </table>			心臓・血管	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)	脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症	肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核	腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全	食道・胃腸・すい臓	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎	眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病気・角膜の病気	肝臓・胆のう	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害	がん・しゅよう
心臓・血管	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)																	
脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症																	
肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核																	
腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全																	
食道・胃腸・すい臓	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎																	
眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病気・角膜の病気																	
肝臓・胆のう	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害																	
がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ																	
その他	糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症																	
④過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診断・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 *〔はい〕の場合、下記【詳細記入欄】に記入してください。	はい	いいえ																
身体の障害	⑤現在身体に障害はありますか。〔はい〕の場合は、該当するところを○で囲んだうえ、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。	はい	いいえ															
	機能障害			目・耳・言語・そしゃく														
	欠損			手・足・手指・背骨(脊柱)														
	変形			手・足・手指・背骨(脊柱)														
障害の原因・部位・程度等																		

【詳細記入欄】上記①～④に〔はい〕があつた場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。  
その内容が「高血圧症(※1)」・「糖尿病(※2)」の場合は、数値等も記入してください。  
なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。

〔はい〕をつけた該当番号	(1)・(2)・(3)・(4)	(1)・(2)・(3)・(4)
病気やけがの名前・検査名・検査結果		
診察・検査・治療・投薬を受けた期間	年 月 から 年 月	年 月 から 年 月
入院の有無・期間	(無)・(有) (年 月 から 年 月)	(無)・(有) (年 月 から 年 月)
手術の有無(手術の名前、または内容・部位)	(無)・(有) ( )	(無)・(有) ( )
症状経過	(完治)・(治療中)・(検査中)・(検査終了(異常なし))・(経過観察中)	(完治)・(治療中)・(検査中)・(検査終了(異常なし))・(経過観察中)
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名		
(※1)[高血圧症の場合は記入してください]	最近の血圧 最大 mmHg	最近の空腹時血糖値 mg/dl
	最小 mmHg	治療方法( )

心 身 障 害 者

フリガナ			性別	生年月日
心身障害者氏名	(姓)	(名)	1 男 1 明治 2 大正	年 月 日
	印		2 女 3 昭和 4 平成	
障害の種類・程度	1 知的障害	1 A 2 B	1 配偶者	2 父母
	2 身体障害	1 1級 2 2級 3 3級	3 兄弟姉妹	4 その他親族
	3 精神障害	1 1級 2 2級		
	4 その他	1 その他		
申込者の心身障害者との続柄				
申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由				
生保記入欄				

様式第十三号を次のように改める。



様式第13号(第5条関係)

### 障害診断書

1. 氏名	男・女	2. 生年月日	治正和成 明大昭平	年 月 日
3. 障害の種類	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語の機能を全く永久に失ったもの 3. そしゃくの機能を全く永久に失ったもの 4. 両上肢を手関節以上で失ったもの 5. 両下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失いかつ 1下肢を足関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全く永久に失ったもの 8. 両下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	8. 受傷(発病)日	年 月 日	(医師推定) (患者申告)
		9. 初診日	年 月 日	
		10. 入院日	年 月 日	
4. 傷病名		11. 退院日	年 月 日	
5. 4の原因	(医師推定) (患者申告)	現在入院中	年 月 日	
6. 障害の部位		12. 終診日	年 月 日	
		現在治療中(当院・他院)	年 月 日	
7. 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・所見およびその後の経過、障害状態の詳細	<input type="checkbox"/> 有 → 部位と障害内容 <input type="checkbox"/> 無	13. 前医	<input type="checkbox"/> 有 → 住所・氏名 <input type="checkbox"/> 無	
治療内容  手術名  手術日 年 月 日				
15. 視力障害	裸眼視力・矯正視力		矯正不能・不適の場合は	
	右眼	( )	その理由	( )
	左眼	( )		
				検査(計測)日 年 月 日
16. 聴力障害	該当する項目に○印を付けてください a. 聴力レベル b. 聴力損失	周波数 500Hz      1000Hz      2000Hz 右 ( ) dB ( ) dB ( ) dB 左 ( ) dB ( ) dB ( ) dB	17. 機能障害	(下記A～Cのうち該当する項目に○印をしてください) A. 通常の飲食物が食べられる B. かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物であれば食べられる C. 流動食しか摂取できない
		検査(計測)日 年 月 日		検査(計測)日 年 月 日
18. 言語機能の障害	(該当する項目に○印を付けてください)		(原因)	
	(程度) A. 言語機能のそう失(音声語による意思の疎通が全くできない) B. 言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意志の疎通が困難である) C. 言語機能の障害(簡単な単語の発語により意志の疎通がろうじて可能) D. その他		a. こう頭てき出(1.全部 2.一部) b. 中枢性失語症 c. 構音障害(1.口唇音 2.歯舌音 3.口蓋音 4.こう頭音) ※全不能な場合には○印をお願いします d. その他( )	
				検査(計測)日 年 月 日

お願い  
 15～20項については、障害のある場合に記載してください。  
 関節の運動範囲については、自動運動範囲を記入してください。  
 ○印は、いずれかに○印を付けてください。  
 訂正の場合、訂正印を必ず押印してください。

19. 運動麻痺・欠損・短縮

四肢、手指、足指の切断の場合は、切断箇所にはつきりと線を入れてください。  
 四肢の完全運動麻痺の場合は、その部位を斜線で示してください。  
 下肢短縮の場合は、その程度[cm]を記入してください。

(左手骨) (左足骨) (右手骨) (右足骨)

検査(計測)日 年 月 日

20. 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)

右 (手指・足指)	遠位指節間関節	伸長度	屈曲度	第1指	伸長度	屈曲度	第2指	伸長度	屈曲度	第3指	伸長度	屈曲度	第4指	伸長度	屈曲度	第5指	※ (-)については、記入の必要はありません。 母指については、節間関節とします。	
	近位指節間関節	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
左 (手指・足指)	遠位指節間関節	伸長度	屈曲度	第1指	伸長度	屈曲度	第2指	伸長度	屈曲度	第3指	伸長度	屈曲度	第4指	伸長度	屈曲度	第5指		
	近位指節間関節	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
21. 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)	運動の種類・範囲		MMT(※)	伸長度～屈曲度		内転度～外転度		内旋度～外旋度										
	肩 関節	右			～		～		～			～						
		左			～		～		～			～						
	肘 関節	右			～		～		～			～						
		左			～		～		～			～						
	手 関節	右			～		～		～			～						
		左			～		～		～			～						
股 関節	右			～		～		～			～							
	左			～		～		～			～							
膝 関節	右			～		～		～			～							
	左			～		～		～			～							
足 関節	右			～		～		～			～							
	左			～		～		～			～							

※MMT(徒手筋力テスト)欄には、結果を0～5の数値で記入してください。

22. 回復の可能性と症状の固定についての意見

上記の障害状態を診断された日 年 月 日  
 症状の固定時期 年 月 日 頃

上記のとおり診断します。 年 月 日

所在地  
 病院又は診療所等の 名称  
 医師氏名 印

様式第二十八号を次のように改める。

## 様式第28号(第10条関係)

年金証書 番 号	
-------------	--

年金受給権者現況届書

年 金 受 給 権 者	氏 名	男 女	生年月日	年 月 日	
	住 所				
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( ) 2 無			
佐賀県心身障害者扶養共済制度条例第20条の規定により上記のとおりお届けします。					
年 月 日 年金受給権者 又は年金管理者 氏 名					
佐賀県知事様					

記入上の注意 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたい場合は、市町福祉事務所等で記入して差し支えありません。

添付書類 住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用することができるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。)

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ◎佐賀県規則第十五号

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館規則（昭和三十六年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、

第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局に技術監を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

6 技術監は、上司の命を受けて、事務局の分掌事務の一部を掌理する。

第六条第一項中「各センター」の下に「相談支援センターを除く。」を加え、同条第二項中「副栄養管理長を」の下に「相談支援センターに相談支援副センター長を」を加え、同条第五項中「及び副栄養管理長」を「副栄養管理長及び相談支援副センター長」に、「又は栄養管理長を」を「栄養管理長又は相談支援センター長に」に、「又は栄養管理長に」を「栄養管理長又は相談支援センター長に」に改める。

第七条第四項中「及び課」を「課、薬剤科及び相談支援センター」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 副技術監は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を整理する。

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「及び事務局の課」を「事務局の課、薬剤科及び相談支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同

条第一項の次に次の一項を加える。

2 新病院建設課に副技術監を置くことができる。

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ◎佐賀県規則第十六号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第一項及び第三項並びに第八条」を「第七条第一項及び第三項並びに第九条」に改める。

第十五条第三号中「最終卒業学校長が」を「出身高等学校長が」に、「最終卒業学校」を「出身高等学校の」に改める。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

三 正当な理由がなく条例第六条に規定する入学料を納入しなかつたとき。

第十八条第四項中「一年」を「継続して一年」に改める。

第二十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第二十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十五条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同項第四号中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同項第五号中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第六号中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第二十六条中「健康管理のため年一回」を「学生の健康管理のため、年一回」に改め、「健康診断」の下に「を実施するとともに、必要な健康相談等」を加え

別表第一から別表第三までを次のように改める。

## 別表第1(第13条関係)

## 保健学科の教育内容及び授業単位数

教育内容		単位数	備考
地域看護学	地域看護学概論	3	学校保健・産業保健を含む。
	個人・家族・集団の生活支援	10	
	地域看護活動展開論	14	
	地域看護管理論	1	
疫学		2	
保健統計学		2	
保健福祉行政論		4	
地域看護学 実習	個人・家族・集団の生活支援実習	2	保健所・市町での実習を含む。 継続した訪問指導を含む。
	地域看護活動展開論実習	1	
	地域看護管理論実習	1	
合計		40	

備考 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省第28号)第21条第2項の規定の例による。

## 別表第2(第13条関係)

## 助産学科の教育内容及び授業単位数

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	8	
助産診断・技術学	12	
地域母子保健	1	
助産管理	2	
臨地実習 助産学実習	12	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合計	35	

備考 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。

## 別表第 3 (第 13 条関係)

## 看護学科の教育内容及び授業単位数

教育内容		単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	4	
	人間と生活・社会の理解	10	
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	
	疾病の成り立ちと回復の促進	13	
	健康支援と社会保障制度	6	
専門分野 I	基礎看護学	12	
	臨地実習 基礎看護学実習	3	
専門分野 II	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	5	
	精神看護学	4	
	臨地実習	成人看護学実習	6
		老年看護学実習	4
		小児看護学実習	2
		母性看護学実習	2
		精神看護学実習	2
統合分野	在宅看護論	4	
	看護の統合と実践	5	
	臨地実習	在宅看護論実習	2
		看護の統合と実践	2
合計		104	

備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。

2 大学卒業者で学院に入学したものの基礎分野の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、看護学科における教育内容に相当するものと認められる場合には、看護学科における履修に替えることができる。



## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ◎佐賀県規則第十七号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第十二号）

の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び次条」を削る。

第八条第一項中「又は同条第二項各号」を「、同条第二項各号又は同条第三項」に改める。

第九条中「及び第二号」の下に「並びに第十条第一項第一号及び第二号」を加える。

第十条第一項中「同条第二項各号」を「同条第二項」に改める。

第十一条中「第十条第二項」を「第九条第三項」に改める。

第十二条第一項第八号中「若しくは条例」を「又は」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第九条第三項」に改め、「専門研修その他の研修」の下に「（以下「専門研修等」という。）」を加える。

第十三条第三項中「専門研修その他の研修」を「専門研修等」に改める。

様式第二号中「受けた日の翌日から返還の日まで」を「受けた日の翌日から貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日まで」及び「第10条第2項」を「第9条第3項」及び「専門研修その他の研修」を「専門研修等」に改める。

様式第四号中「専門研修その他の研修」を「専門研修等」に改める。

様式第十二号中「業務に従事し、又は業務を離れたとき」を「業務に従事し

たとき」に改め、「業務従事期間証明書（別紙2）を」の下に「、業務を離れたときは業務従事期間証明書」を加える。

様式第十四号中「専門研修その他の研修」を「専門研修等」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ◎佐賀県規則第十八号

佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十八年佐賀県規則第二十八号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則は、佐賀県看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例（平成二十一年佐賀県条例第十九号）附則第二項に規定する者がある間は、なおその効力を有する。

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ◎佐賀県規則第十九号

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県衛生薬業センター管理規則（平成十三年佐賀県規則第五十八号）の一

部を次のように改正する。

第四条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 課に係長を置くことができる。

第五条第四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社